

意匠法の問題図 第40回

——意匠法3条の2 ①「意匠の一部」

京橋知財事務所 弁理士 梅澤 修

I. 意匠法3条の2

1. 本条の概要

意匠法3条の2は、意匠登録出願に係る意匠が、「先の意匠登録出願」に係る「意匠の一部と同一又は類似であるときは、意匠登録を受けることができない」と規定する。ただし、両意匠登録出願の出願人が「同一の者」で、意匠公報（秘密意匠の場合は最初の公報）の「発行の日前に当該意匠登録出願があつたとき」、また、「当該同一人による意匠登録出願が関連意匠の意匠登録出願である場合」秘密期間中でも、この規定の適用の対象外となる（意10条3項）*1。

意匠法9条は、ダブルパテント排除のため、出願意匠同士の調整を図る規定であり、「意匠登録を受けようとする意匠」同士の類否が問題となるが、これに対して、意匠法3条の2の規定では、出願意匠が先願意匠の一部（先願意匠に包含された部品意匠や部分意匠）と同一又は類似する場合も意匠登録を受けることができない。この意匠の一部は、先願意匠とは異なる意匠であるが、先願意匠と同等の先行意匠として扱われることから、意匠法3条の2は「拡大先願の地位」の規定といえよう*2。また、この意匠の一部は、公知意匠ではないが、意匠公報で公開される予定の意匠として「準公知」*3の意匠ともいえ、意匠法3条の2は「みなし公知」*4とも称される。したがって、意匠法3条の2は、意匠法3条1項とも意匠法9条とも関係があり、いずれとも「補完関係」があると考えられるので*5、拡大先願の地位及びみなし公知との言い方はいずれも妥当性がある。

判断基準については、新規性（意3条1項）は出願時であり、先願（意9条）とみなし公知（意3

条の2）は出願日である。意匠法9条及び3条の2が、判断基準時を創作時で判断しないのは、創作の実質的な先後ではなく、先後を容易に判断するために決められた創設的な基準時であるからと考えられる*6。

2. 本条の趣旨

本条の趣旨について、『意匠審査基準（令和5年）』（以下『基準』という）は、「先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠に何ら新しい意匠の創作が見受けられない場合は、意匠登録を受けることができない旨を規定した」と述べる*7。しかし、「ほとんどそのまま」の後願の意匠は「何ら新しい意匠の創作が見受けられない」というのは正確な言い方ではない。意匠法3条の2の規定によって意匠登録を受けることができない意匠は先願の意匠の一部と「同一又は類似の意匠」であり、「ほとんどそのまま」の意匠ではなく、また、「何ら新しい意匠の創作が見受けられない」ものでもない。例えば、後願意匠は先願意匠の一部と類似するとしても、当該後願意匠の一部が先行意匠のいずれとも類似しないものであり、新規な創作部分であることもある。後願出願に係る意匠それ自体（意匠登録を受けようとする意匠）について新しい意匠の創作（準公知）といえるか否かを登録要件とする規定である*8。

すなわち、本規定は「先願の意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠については、その先願の意匠が設定登録され、意匠公報が発行される前に出願された場合であっても、新しい意匠を創作したものとすることはできないため、このような意匠について意